

○厚生労働省令第三号
農林水産省令第三号

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令（平成十五年政令第三百四号）の施行に伴い、及び同令第二条第一項において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）の規定に基づき、重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の準用に関する省令を次のように定める。

平成十五年七月十四日

厚生労働大臣 坂口 力

農林水産大臣 亀井 善之

重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の準用に関する省令

重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年厚生省令第二号）第一条及び第二条の規定を準用する。この場合において、同令第一条の表中「ブレーリードッグ」とあるのは、「イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この省令は、重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令の施行の日から施行する。（この省令の失効）
- 2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。